

K 8 0 9 - 2 膀胱尿管逆流手術

【注の追加】

(追加)

注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、9,400点を加算する。

第11款 性器

K 8 9 8 帝王切開術

【注の追加】

(追加)

注 複雑な場合については、2,000点を所定点数に加算する。

第2節 輸血料

K 9 2 0 輸血

【注の見直し】

注6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき200点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合には、1週間に1回を限度として、200点を所定点数に加算する。

注6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合には、1週間に1回を限度として、197点を所定点数に加算する。

第3節 手術医療機器等加算

K 9 3 1 超音波凝固切開装置等加算

【注の見直し】

注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術又は悪性腫瘍等に係る手術に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。

注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）に当たって、超音波凝固切開

|                             |  |   |  |
|-----------------------------|--|---|--|
| K 9 3 2 創外固定器加算             |  |   | 装置等を使用した場合に算定する。   |
| 【注の見直し】                     | 注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6-2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6又はK 1 2 5に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。                                       | → | 注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6-2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6、K 0 7 8、K 1 2 4-2又はK 1 2 5に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。                     |
| K 9 3 4 副鼻腔手術用内視鏡加算         |  |   |  |
| 【注の見直し】                     | 注 区分番号K 3 5 0からK 3 5 2まで、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。  | → | 注 区分番号K 3 5 0、K 3 5 2、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。   |
| K 9 3 4-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 |  |   |  |
| 【注の見直し】                     | 注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7及びK 3 4 9からK 3 6 5までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。                                       | → | 注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7まで及びK 3 5 0からK 3 6 5までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。                                     |
| K 9 3 6 自動縫合器加算             |  |   |  |
| 【注の見直し】                     | 注 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで、K 6 5 4-3 | → | 注 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 2 9-2、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで |